

川崎市地域リハビリテーションセンター整備に向けた基本的な考え方

1. 障害者地域リハビリテーション事業

(1) 障害者リハビリテーションの定義

- ・障害者リハビリテーションとは、障害のある方に対して個々の状況に適した方法で、「障害のある方が住みなれた地域でいきいきとした生活を送れるよう、一人ひとりの特性と環境に応じた生活スタイルを見出し、生活の再構築を図る」ことを目的とした一連の活動であり、医学的・心理学的な専門的職種により、①障害状況の評価、②その人の生活を営む上での必要な機能を獲得する訓練や補装具・福祉用具の提供、③障害特性を踏まえた生活支援のコーディネートをしていく役割を担っているものである。

(2) 障害者の地域生活を支える相談支援体制

- ・現在、身近な地域での「一次総合相談窓口」として、各区保健福祉センター及び地区健康福祉ステーション障害者支援係とともに、民間法人による障害者生活支援センター（相談支援事業所）を設置し、通所事業、移動支援、居宅介護など、障害のある方が地域で生活していくために必要な各種在宅障害福祉サービス等へつなげるケアマネジメントを行っている。
- ・一次総合相談窓口で対応が困難な事例については、専門的相談機関でのリハビリテーションサービスの提供を行うため、専門スタッフが配置された「二次専門相談機関」として精神保健福祉センターと障害者更生相談所を設置し、障害のある方の身近な相談窓口である一次総合相談窓口との重層的な相談支援体制を構築し、障害者の地域での生活を支えている。

(3) 地域リハビリテーションの考え方の導入

- ・昭和46年に「川崎市心身障害センター」を設置して以降、本市では、順次、専門的相談機関を設置してきたが、本市の障害者リハビリテーション事業の初期段階では、主に、高度・専門的なリハビリテーション機能を確保するために、その機能を中原区井田地区に集中的に提供してきた。
- ・平成12年10月、地域でのリハビリテーション拠点のあり方について、「リハビリテーションシステム基本構想（案）検討報告書」が外部有識者等で構成される委員会から提出され、障害者の地域生活を支え、ノーマライゼーションを実現するために、必要なりハビリテーションサービスを身近な生活の場で提供することを理念として市内4か所の地域リハビリテーション拠点を整備することをとりまとめた。
- ・平成20年3月、中原区井田地区の施設再編を主な内容とする「川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」（以下、「再編整備基本計画」という）を策定し、総合的な地域リハビリテーションシステム構築の推進、障害者自立支援法による事業体系の再編、施設の老朽化への対応などを目的として、既存施設の移転や改修、新規施設の整備に向けた取組を進めてきた。
- ・平成20年4月、地域リハビリテーションセンターの一つとして、麻生区百合丘地区に精神保健福祉センターと障害者更生相談所の分室機能、在宅支援室、日中活動サービスなどの機能を付加した、北部リハビリテーションセンターを開設した。

2. 課題と対応の方向性

- ①平成23年8月、障害者基本法が改正され、障害者の定義について、身体、知的、精神の3障害以外に、「その他心身機能の障害がある者であって障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と拡大された。この障害の定義の拡大により、従来の障害種別ごとの区分では対応が困難であり、あらゆる障害に対して相談しやすい地域に根ざした専門的相談機関での的確な対応が必要となっている。再編整備基本計画では、精神保健福祉センターと障害者更生相談所の両専門機関の本体機能が分離した計画となっていることから、両機関を統合したうえであらゆる障害に対応していく体制整備が必要となっている。
 - ②生活の質の向上を図るリハビリテーション技術の開発と支援者への普及を行うことを通じて、入所施設からの地域移行に必要な住まい、福祉サービス、日常生活や医療面でのケアなどの専門的なリハビリテーション技術を提供していくことが必要となっている。
 - ③障害者数の伸びに合わせ、継続的・専門的な支援を行う必要のあるケースが急増しており、医学的・心理学的機能などの専門的機能を有した支援を障害者の生活の場できめ細やかに行うことが必要となっている。
 - ④障害者地域リハビリテーションの提供により地域生活を支えていくために、障害のある方を支える社会資源や一次的総合相談窓口のサービス水準の維持・向上を図り、質の確保を支える、地域に根ざした専門的な相談機関の整備が必要となっている。
 - ⑤住み慣れた地域で障害者が生活し続けられるよう、地域での障害に対する理解を深め、さらに、地域資源を開発することで障害者の生活支援体制を構築することが必要となっている。
- ・このため、中原区井田地区で整備を進めている施設の中で、地域リハビリテーションセンター機能の設計等具体的な整備に着手するにあたって、市全体での地域リハビリテーションセンターの整備のあり方、設置数等について整理をする必要が生じている。

3. 地域リハビリテーションセンター整備に向けた基本的な考え方

- ① 地域リハビリテーションセンターには、精神保健福祉センターの地域支援機能と障害者更生相談所の相談判定機能とあわせ、在宅支援機能を基本機能として整備するとともに、地域の実情に応じた日中活動サービスなどの機能を付加することとし、整備数について、あらゆる障害に対応していく専門的なリハビリテーション技術を提供していく専門性の確保と、障害者の生活の場できめ細やかに支援していくために障害者が身近に相談しやすい距離を勘案し、南部・中部・北部の3か所とする。
- ② 3か所の整備地域について、北部は既存の麻生区百合丘地区の北部リハビリテーションセンターとし、中部は現行の再編整備基本計画で位置づけられている中原区井田地区にて整備を進め、南部は川崎市又は幸区内に整備する。
- ③ 各地域リハビリテーションセンターを統括する機能は、地域リハビリテーションセンターのうち、関係機関との連携や利用者の利便性の高いところに設置し、障害者基本法改正などに伴うあらゆる障害者への対応等の課題を解決するために、精神保健福祉センターと障害者更生相談所の本体機能を統合し整備する。

※上記考え方をもとに、今後、再編整備基本計画に所要の修正を行っていく。

現在の機能

精神保健福祉センター

【H14：中原区井田地区で開所】
【H18：川崎市砂子地区へ移転】

主な機能（精神障害者が対象）

- ・医学的・心理学的な専門的職種により、
- ①障害状況の評価を行う
- ②障害特性を踏まえた生活支援をコーディネートしていく「**地域支援**」機能を持つ。

障害者更生相談所

【S47：中原区井田地区で開所】
【H20：高津区二子地区へ仮移転】

主な機能（身体・知的障害者が対象）

- ・身体障害者、知的障害者の更生相談所機能を有し、
- ①障害状況の評価を行う
- ②その人の生活を営む上での必要な機能を獲得する訓練や補装具・福祉用具の提供
- ③障害特性を踏まえた生活支援をコーディネートしていく「**相談・判定・在宅支援**」機能を持つ。

北部リハビリテーションセンター

（麻生区百合丘地区：H20開所）

百合丘障害者センター

精神保健福祉センター地域支援機能（分室機能）
障害者更生相談所相談判定機能（分室機能）
在宅支援機能

併設機能

日中活動系サービス
 就労移行支援事業 定員20名
 就労継続支援B型事業 定員20名
 生活訓練事業 定員6名
 生活介護事業 定員10名
 地域生活支援センター（相談支援事業所）
 就労援助センター

課題と対応の方向性

【課題と対応1】

専門的相談機関でのあらゆる障害への対応

障害者基本法の改正により、障害者の定義が拡大され、あらゆる障害に対して相談しやすい地域に根ざした専門的相談機関での的確な対応

【課題と対応2】

リハビリテーション技術の開発と普及

入所施設からの地域移行に必要な住まい、福祉サービス、日常生活や医療面でのケアなど専門的なりハビリテーションサービスの提供

【課題と対応3】

生活の場でのきめ細やかな支援

医学的・心理学的機能など専門的機能を有した支援を生活の場できめ細やかに実施

【課題と対応4】

障害者を支える資源の質の確保

障害者地域リハビリテーションの提供により地域生活を支えていくための、サービス水準の維持・向上

【課題と対応5】

地域での理解と支援体制の構築

住み慣れた地域で障害者が生活し続けられるよう、地域での障害に対する理解と地域資源の開発

整備に向けた基本的な考え方

【考え方1】

地域リハビリテーションセンターは、**精神保健福祉センターの地域支援機能と障害者更生相談所の相談判定機能とともに在宅支援機能を基本機能**とし、地域の実情に応じた付加機能を設け、**南部・中部・北部の3か所整備**する。

【考え方2】

3か所整備について、**北部**は既存の麻生区百合丘地区、**中部**は再編整備基本計画で位置づけられている中原区井田地区、**南部**は川崎市又は幸区内に整備する。

【考え方3】

各地域リハビリテーションセンターを**統括する機能**は、地域リハビリテーションセンターのうち、関係機関との連携面や利用者の**利便性の高いところに設置**し、障害者基本法改正などに伴うあらゆる障害者への対応等の課題を解決するために、**精神保健福祉センターと障害者更生相談所の本体機能を統合し整備**する。

整備後の施設構成

本体機能

分室機能

継続

統括機能

【精神保健福祉センター・障害者更生相談所本体機能】
障害者基本法改正などにもなう、あらゆる障害者への対応等の課題を解決するための機能を、地域リハビリテーションセンターの統括機能として整備する。
※統括機能は、地域リハビリテーションセンターのうち、関係機関との連携面と利用者の利便性の高いところに設置する。

南部地域リハビリテーションセンター

（川崎市又は幸区内に整備）

障害者センター

精神保健福祉センターの地域支援機能（分室機能）
障害者更生相談所の相談判定機能（分室機能）
在宅支援機能

併設機能

地域の実情に応じて付加機能を整備する。

中部地域リハビリテーションセンター

（中原区井田地区に整備）

障害者センター

精神保健福祉センターの地域支援機能（分室機能）
障害者更生相談所の相談判定機能（分室機能）
在宅支援機能

併設機能

再編整備基本計画に位置付けられた施設機能について修正を行う。

北部リハビリテーションセンター

（麻生区百合丘地区：H20開所）

百合丘障害者センター

精神保健福祉センター地域支援機能（分室機能）
障害者更生相談所相談判定機能（分室機能）
在宅支援機能

併設機能

日中活動系サービス
 就労移行支援事業 定員20名
 就労継続支援B型事業 定員20名
 生活訓練事業 定員6名
 生活介護事業 定員10名
 地域生活支援センター（相談支援事業所）
 就労援助センター

川崎市リハビリテーション福祉・医療センター

再編整備 基本計画書

【 概要版 】

2008年3月

川崎市

川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備 基本計画書

概要版目次

I	リハビリテーション福祉・医療センター再編整備に向けた検討経過	1
<hr/>		
II	リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備案	
	1. 再編整備の基本的な考え方	2
<hr/>		
	2. 再編整備の目的	2
<hr/>		
	3. 再編整備による施設構成	3
<hr/>		
III	部門別計画	
<hr/>		
	3-1. (仮称)中央リハビリテーションセンター	4
<hr/>		
	3-2. 重度障害者等生活施設	5
<hr/>		
	3-3. (仮称)中央療育センター	6
<hr/>		
	3-4. 地域移行支援施設(グループホーム・ケアホーム)	7
<hr/>		
	3-5. 障害者スポーツセンター	7
<hr/>		
	4. 建替え手順・スケジュール	7
<hr/>		
	5. 配置計画図	8
<hr/>		

I. リハビリテーション福祉・医療センター再編整備に向けた検討経過

- 1 リハビリテーション福祉・医療センターは、先進的な機能を活用しながら障害者支援の充実に努めてきたが、施設の老朽化や居室の狭隘等が目立つようになり、施設の補修や再編整備が迫られるようになった。しかしながら、本施設群は、建築基準法上の一団地認定施設であることから施設群全体の整備基本計画を策定し、個別の補修、改築を進める必要性があった。
- 2 障害者を巡る社会状況は、ノーマライゼーションの理念の実現を基本に大きく変動し、また、リハビリテーション科学もめざましい進歩を遂げていた。障害者の現状としても高齢化が進展し、脳血管障害や神経難病による障害が増加し、知的障害者においては自立生活を獲得するための社会的・職業的リハビリテーションへの期待が高まった。精神障害者もまた「障害者」として位置づけられ、従来の医療的な支援とともに他の障害と同様の福祉的な支援の必要が求められてきた。
- 3 このような状況から、リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備に当たっては、本市における、あるべき障害者リハビリテーション・支援のあり方を構築しその基本的な考え方に沿って再編整備を進めることとした。
- 4 平成9年に障害者基本法に基づいて策定した障害者保健福祉計画（「かわさきノーマライゼーションプラン」）において、総合的なリハビリテーションシステム整備の必要性を掲げ、その後、次のとおりその実現に向けて各種調査・検討等を重ねてきた。

第1段階として、川崎市におけるあるべきリハビリテーションシステムのあり方を検討（平成9年から12年）、第2段階として、リハビリテーション福祉・医療センターに置ける再編成のあり方の検討、地域リハビリテーションセンターのあり方の検討（平成13年から18年）を実施した。

これらの検討については、平成18年に再編整備報告書としてまとめられた。

なお、地域リハビリテーションセンターについては、平成20年4月、第1箇所目となる北部リハビリテーションセンターが百合丘に開設される。
- 5 平成19年に次の2点について大きな状況の変化が生じてきた。
 - ・耐震診断を行った結果、中央療育棟については震度6強～7程度の地震で危険性が高いと診断され、また社会復帰棟についても耐震性に問題があると診断されたため、早急な対応が求められること。
 - ・平成19年より改正都市計画法が実施され、再編整備にあたって土地の造成が事実上不可能となり、土地利用計画の再検討が必要となったこと。
- 6 そこで、今回のリハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画の策定においては、これまでの調査・検討の経緯を十分に踏まえて行うとともに、こうした耐震診断の結果や都市計画法の改正などを考慮し、リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備に向けた具体的な計画を取りまとめることとした。

Ⅱ. リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備案

1. 再編整備の基本的な考え方

総合的な地域リハビリテーションシステム構想の実現に向けて、地域性、総合性、専門性を柱とし、できるだけ身近な地域に、障害者の生活している場で支援を行う地域リハビリテーションサービス機関の整備を行うとともに、それらの中核機関として、リハビリテーション福祉・医療センター内の各施設を再編し、入所による障害評価・集中的機能訓練、社会生活訓練、人材育成や調査・研究・企画等を行う総合リハビリテーションセンターを整備することとした。

2. 再編整備の目的

①総合的な地域リハビリテーションシステム構築の推進

川崎市の中部地域で高度専門的なリハビリテーションサービスを提供する中部リハビリテーションセンター及び中部療育センターを設置する。これに加えて、診療機能や入所施設機能を活用した高度な評価機能等を確保し、(仮称)中央リハビリテーションセンター及び(仮称)中央療育センターとして位置づける。これら2つの専門機関を中心に総合的な地域リハビリテーションシステムの中核となる「総合リハビリテーションセンター」を整備し、システム全体の構築を図る。

②障害者自立支援法による事業体系に再編

- 1) 三障害の制度の一元化を図り、重度障害者の入所機能、地域への移行促進と短期入所機能等を強化した地域生活支援型入所施設として重度障害者等生活施設の整備を進める。
- 2) 従来の授産施設機能を発展的に再編し、障害者の就労促進のための総合就労支援機能を有する日中活動系の事業を整備する。

③新たな施設建設による施設・設備の老朽化と居住環境への対応

新規に建物を建替えることで、老朽化した施設・設備を一新し、耐震強度不足・既存不適合(建物高さ)の状況の改善を図るとともに、プライバシーの確保や障害特性に配慮した居住環境の改善を図る。

④障害者専用スポーツ施設の整備

リハビリテーションの促進、健康増進、社会参加の促進、競技スポーツの振興等のため、多様な障害特性に応じた障害者スポーツ活動の拠点として障害者専用のスポーツ施設の整備を行う。

3. 再編整備による施設構成

[現在の施設・機能]

施設・建物名称	施設機能
①中央療育棟	◇障害者更生相談所 ◇診療(精神)・社会参加支援センター
②社会復帰棟	◇地域生活支援センター ◇生活訓練施設(入所・短期入所)
③陽光園	◇知的障害者授産施設(入所・通所)
④明望園	◇身体障害者授産施設(入所・通所)
⑥中部地域療育センター	◇外来相談・療育、障害児通園
⑤しいのき学園	◇知的障害児施設(入所・短期入所)
⑦職員寮	◇単身者向け職員寮(現在未使用)
⑧スポーツ施設	◇グラウンド、体育館、屋外プール

[再編整備の目的]

- ①総合的な地域リハビリテーションシステム構築の推進
- ②障害者自立支援法による事業体系に再編
- ③新たな施設建設による施設・設備の老朽化と居住環境への対応
- ④障害者専用スポーツ施設の整備

[再編整備の留意点等]

- プライバシーの確保・障害特性に配慮した居住環境への早急な改善
- 地域生活支援型入所施設の整備と長期利用者への対応
- 専門職員の育成・専門性の向上
- 開発行為に該当しない施設整備計画
- 環境に配慮した施設建物の整備

[再編後の施設構成]

①(仮称)中央リハビリテーションセンター

- ◇相談・判定・地域支援機能 ◇医療・リハビリテーション機能
- ◇総合就労支援・日中活動系機能 ◇企画・調整・研究機能

②重度障害者等生活施設(=居住系施設、入所・短期入所)

③(仮称)中央療育センター

- ◇相談・地域支援機能 ◇医療・専門療育機能
- ◇発達障害者支援機能 ◇総合通園機能
- ◇入所・短期入所機能

④地域移行支援施設(グループホーム・ケアホーム)

《上記施設利用定員》

- ・入所系:168名程度(現行:152名)
- ・通所系:295名程度(現行:255名)

⑤障害者スポーツセンター

※設置・管理運営手法については、原則として公設民営とし、障害者更生相談所及び精神保健福祉センター等における相談・判定機能等については行政機関により執行する。

Ⅲ. 部門別計画

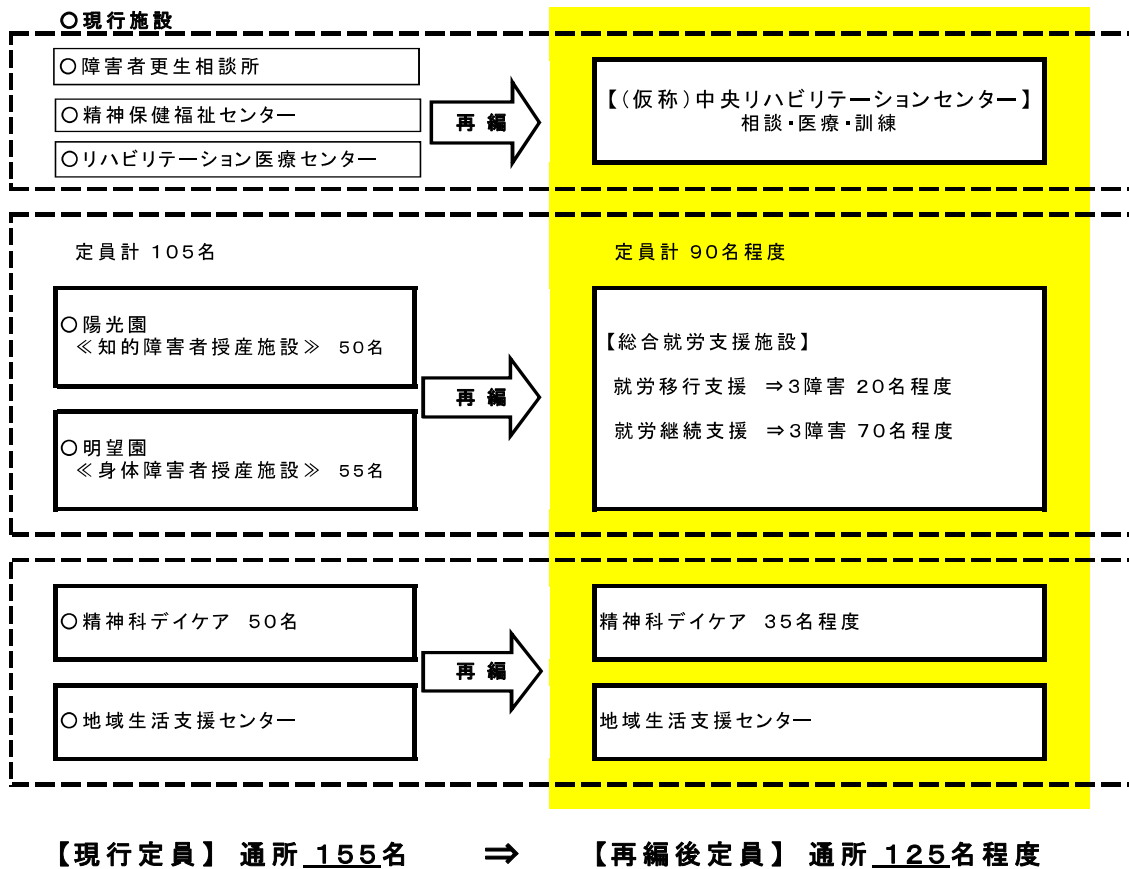
3-1. (仮称) 中央リハビリテーションセンター 【障害者施設】

- ★ 21世紀の高齢社会にも対応した、障害者への専門的支援のための拠点
- ★ 拡大する中途障害者や発達障害、精神障害者への専門的なリハビリテーション訓練の場
- ★ 3障害統合の就労支援の拠点

○ (仮称) 中央リハビリテーションセンターの基本的な考え方

- ①障害者更生相談所・精神保健福祉センターの行政機関としての機能を統合し、高度で専門的な相談・医療・判定・評価・訓練・地域支援機能を確保する。
- ②現行の知的障害者授産施設「陽光園」、身体障害者授産施設「明望園」、精神障害者対象の「社会参加支援センター」を再編し、障害者就労支援の機能を継続・発展させ、障害者自立支援法に基づく就労促進のため、3障害を統合した「就労総合支援施設」機能に再編する。

■ (仮称) 中央リハビリテーションセンターの再編



※日中活動系定員は、重度障害者等生活施設でさらに70人程度確保

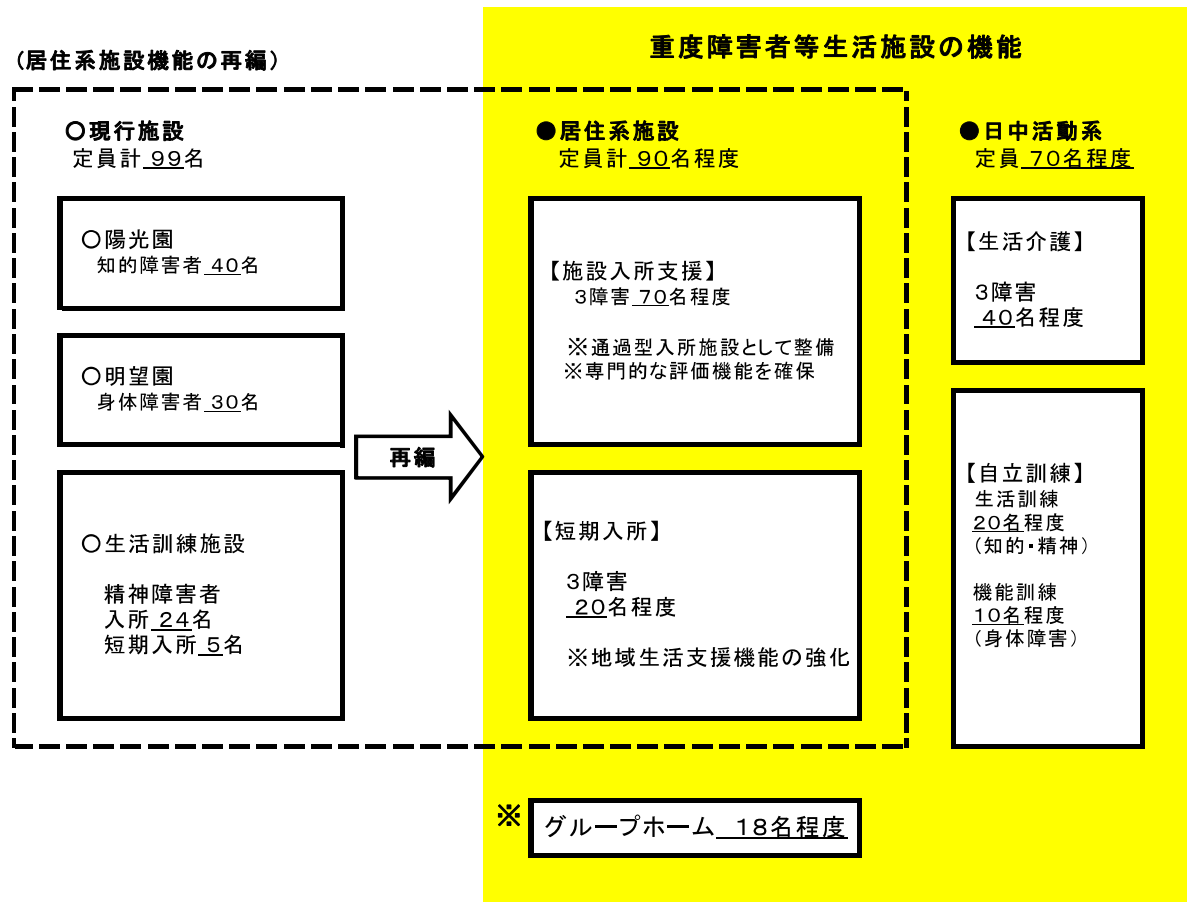
3-2. 重度障害者等生活施設 【障害者施設】

- ★ 居住環境の改善と、重度障害者の入所定数を増加
- ★ 安心した地域生活を支える短期入所サービスの拡大
- ★ 自閉症等の障害特性に応じた生活環境の整備
- ★ 日中活動の新制度への移行と、定員数の増加

○重度障害者等生活施設の基本的な考え方

- ①現行の「陽光園」、「明望園」、「生活訓練施設」を再編し、重度の障害者を主たる対象とした居住施設に転換を図る。
- ②短期入所機能を強化し、地域生活支援型の入所施設として整備する。
- ③施設の居住者、地域の障害者及び特別支援学校卒業生等の日中活動の場を併設した施設として整備する。

■重度障害者等生活施設の再編



【現行定員】 入所 99名 ⇒ 【再編後定員】 入所系 108名程度、日中活動系 70名程度

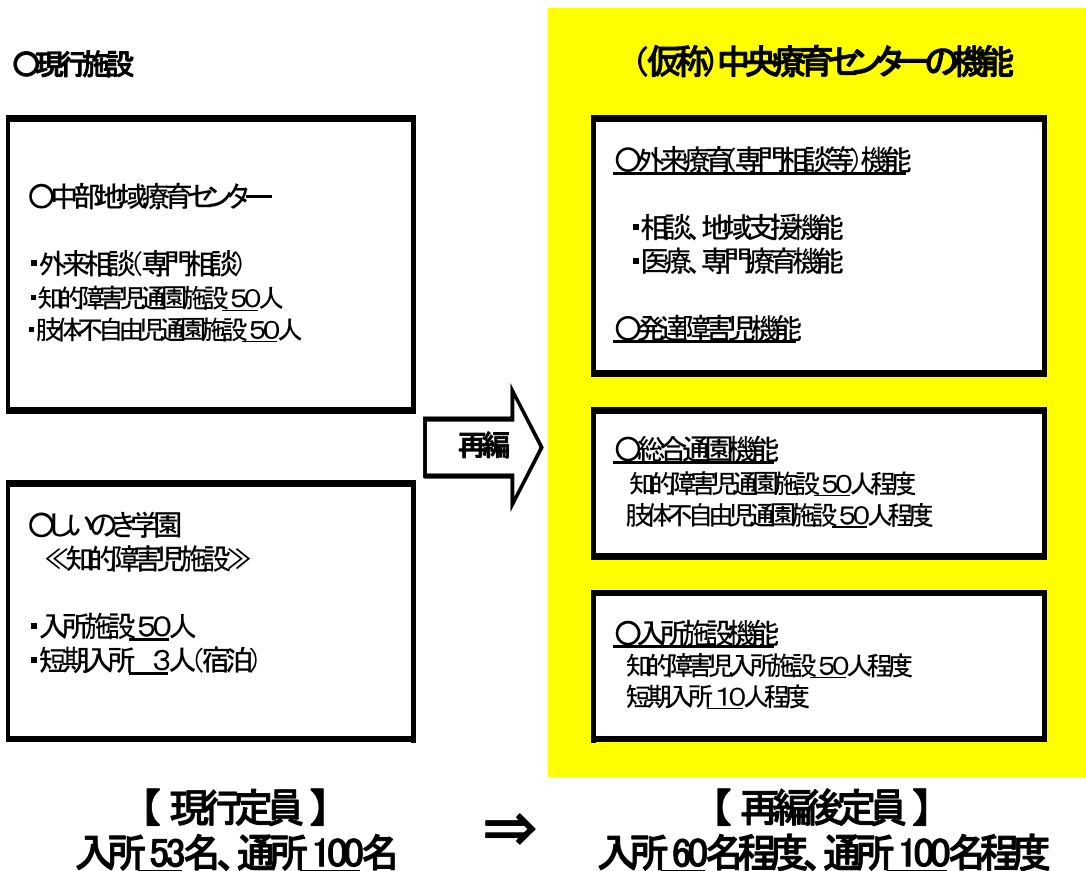
3-3. (仮称) 中央療育センター 【障害児施設】

- ★ 入所機能を併せ持つ障害児の中核的療育機関を整備
- ★ 緊急時の対応を含む安心した地域生活支援機能の拡充
- ★ 学校等との連携による発達障害支援機能の充実

○ (仮称) 中央療育センターの基本的な考え方

- ① 現行の中部地域療育センター及びしいのき学園を再編し、新たに(仮称)中央療育センターを設置する。
- ② 発達障害者支援機能を強化した機関とする。
- ③ 入所機能及び短期入所機能を有し、障害を要因とする被虐待児への支援等、社会的な要請が極めて高いニーズへの対応を含め、他の地域療育センターの支援・調整を行う専門性の高い機関とする。

■ (仮称) 中央療育センターの再編



3-4. 地域移行支援施設（グループホーム・ケアホーム） 【障害者の住まい】

現在使用されていない職員寮を改修し、（仮称）地域移行施設（グループホーム・ケアホーム）を設置し、陽光園入所者の地域生活移行を促進する。

基幹型相談支援事業所を設置、定員は、18人程度とし、世話人室を各階に確保する。

3-5. 障害者スポーツセンター 【障害者専用スポーツ施設】

スポーツ施設については、障害者のスポーツ・レクリエーション振興の中核施設としての機能や、障害者スポーツの競技会場としての機能等を持つ障害者スポーツの拠点施設としてスポーツセンターの整備を行う。

4. 建替え手順・スケジュール

[平成19年度内]

- ◎基本計画案の作成～パブリックコメントの実施～基本計画策定
- ◎施設利用者等への説明
- ◎障害者更生相談所、社会参加支援センターの移転及び改修工事

[第1段階] 平成20年度

- しいのき学園仮園舎（プレハブ）建設（グラウンド）
- 明望園の改修
- 職員寮の改修
- ◆中央療育棟の解体

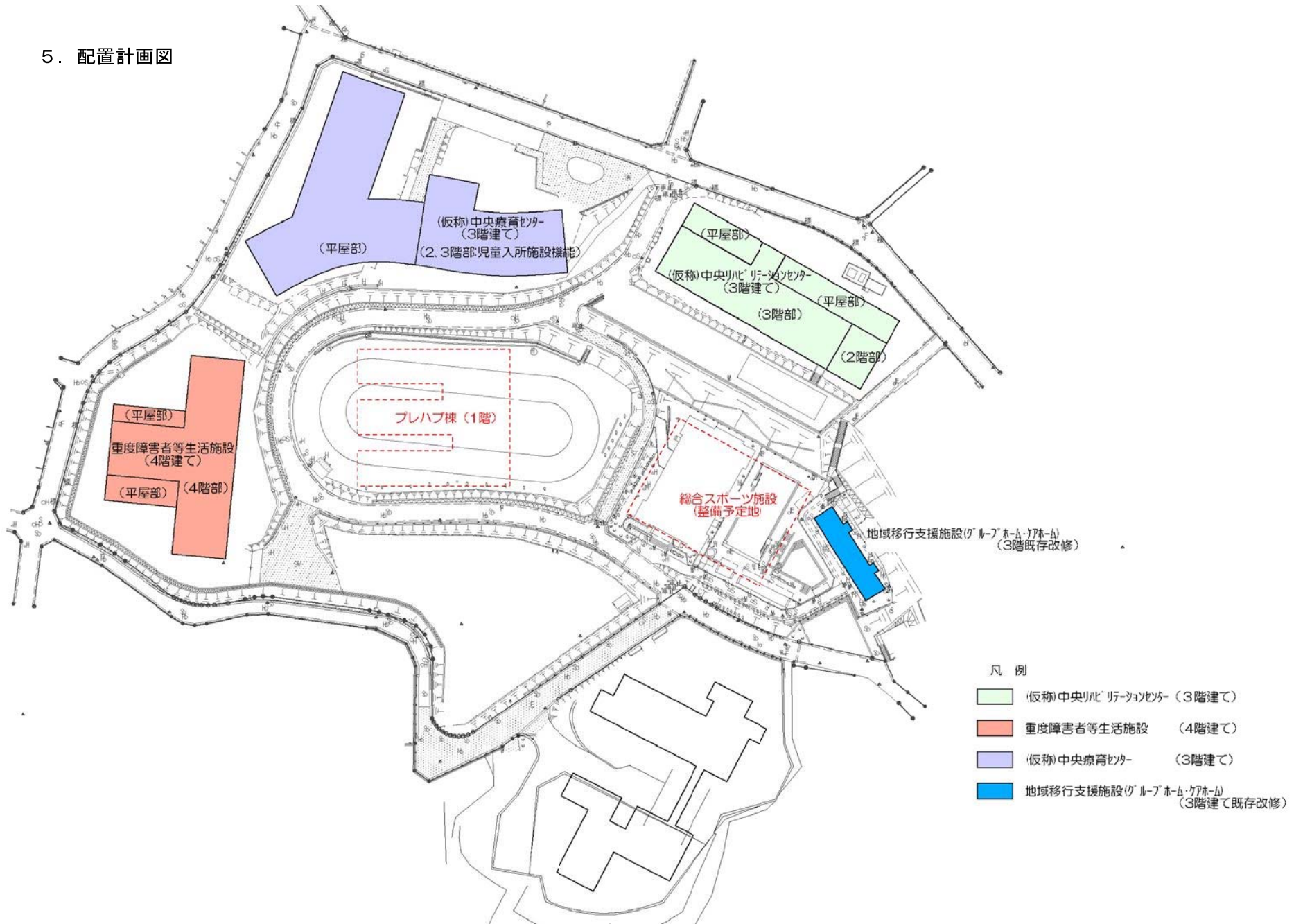
[第2段階] 平成21～22年度

- ◇しいのき学園仮園舎に移転
- 児童入所・通園施設1期（中央療育棟跡地）建設
- 地域移行支援施設（グループホーム・ケアホーム）設置
- 明望園を障害者自立支援法による新体系事業に移行（陽光園と統合）

[第3段階] 平成23年度以降

- 児童入所・通園施設1期（中央療育棟跡地）開設
- ◇中部地域療育センターからプレハブ仮園舎へ移行
- ◆陽光園・中部地域療育センター・しいのき学園解体
- 児童入所・通園施設2期（しいのき学園跡地）建設
- 中央リハビリテーションセンター（陽光園跡地）建設
- 重度障害者等生活施設（入所・短期入所）（中部地域療育センター跡地）建設
- 障害者スポーツセンター整備
- ◆社会復帰棟・陽光園作業棟・プレハブ仮園舎解体

5. 配置計画図



川崎市リハビリテーション福祉・医療センター

再編整備 基本計画書

【 追 補 版 】

2010年3月

川 崎 市

川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備 基本計画書
【 追 補 版 】

目 次

1. はじめに	1
2. 再編整備の進捗状況	2
3. 基本計画見直しの背景	3
(1) 計画的な福祉施設基盤の整備	
(2) 要保護児童施設整備に向けた基本方針	
(3) 専門的ケアに配慮した児童養護施設の整備	
(4) 障害福祉分野における福祉需要への的確な対応	
4. 基本計画見直しの基本的な考え方	5
5. 施設配置計画の変更	6
6. 施設構成	7
7. 今後の整備スケジュール	8

1. はじめに

川崎市リハビリテーション福祉・医療センターは、総合的な地域リハビリテーションシステム構築の推進、障害者自立支援法による事業体系への再編、施設の老朽化と居住環境への対応などを目的として、平成20年3月に策定した「リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、これまで既存施設の移転や改修、及び新規施設の整備に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、複雑多様化した社会情勢を背景に、本市の子ども分野における福祉施策を取り巻く課題として、児童養護施設の緊急的整備や、保護を必要とする子ども一人ひとりの課題に応じた専門的な支援が求められている状況があり、このような基本計画策定後の社会状況の変化を踏まえ、本市における福祉需要に迅速かつ的確に対応する必要性が生じています。

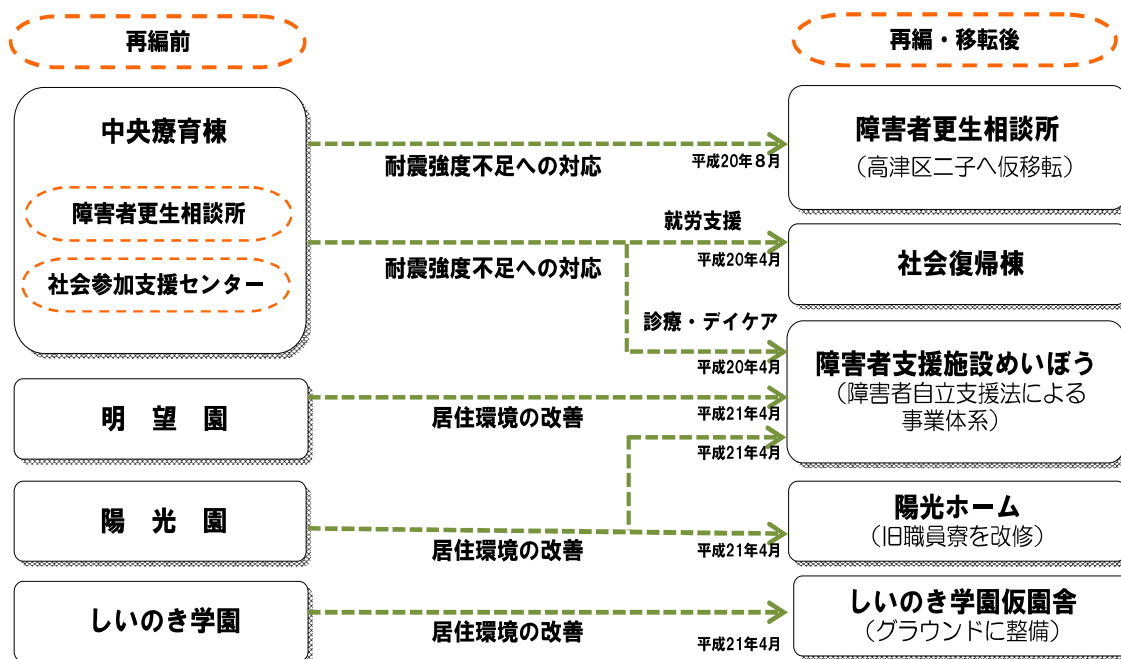
こうした背景の下、川崎市リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備においては、専門職による発達障害支援を行う（仮称）中央療育センターを整備することから、同じエリアに医療・心理ケアに配慮した児童養護施設を新たに整備することとし、また、これに伴い既存の施設配置計画を見直す必要も生じたため、今回、これらの変更内容について基本計画を追補するものです。

2. 再編整備の進捗状況

平成20年3月の基本計画策定からこれまで、次のとおり既存施設の移転や改修及び新規施設の整備に向けた取組を進めてきました。

- 平成20年度
- ◆社会参加支援センターの仮移転
(社会復帰棟、明望園(現障害者支援施設めいぼう)1階)
 - ◆障害者更生相談所の仮移転(高津区二子)
 - ◆明望園改修
 - ◆旧職員寮改修(陽光ホーム)
 - ◆しいのき学園仮園舎建設(敷地内グラウンド)
 - ◆(仮称)中央療育センター基本設計

- 平成21年度
- ◆障害者支援施設めいぼうの運営開始(明望園・陽光園の統合)
 - ◆陽光ホーム運営開始
 - ◆しいのき学園仮園舎運営開始
 - ◆中央療育棟解体
 - ◆(仮称)中央療育センター実施設計・建設工事着工



3. 基本計画の見直しの背景

(1) 計画的な福祉施設基盤の整備

福祉施設の基盤整備については、本市におけるまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を目指して、福祉需要に的確に対応した施策展開が求められています。

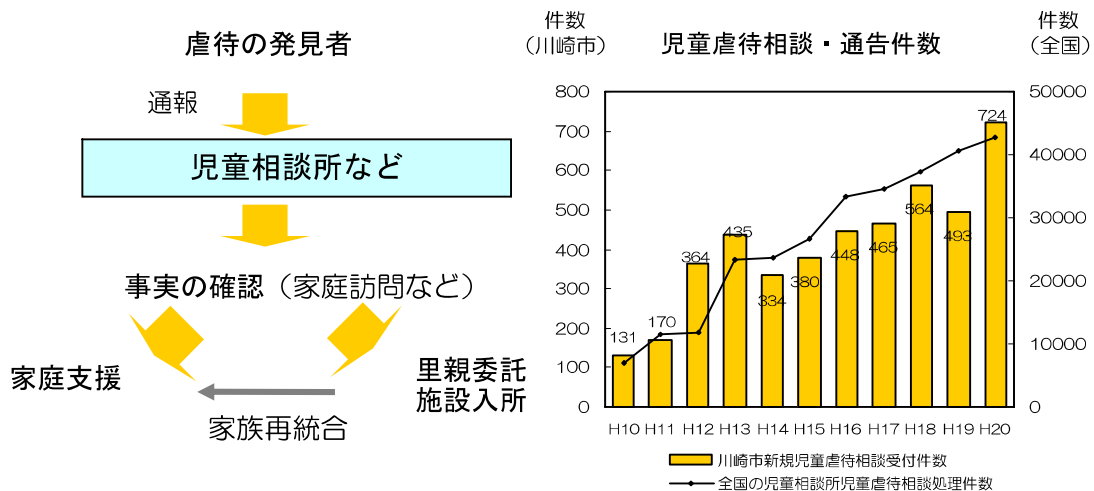
こうした背景のもと、本市では高齢者・障害者・子どもの各分野において、計画的な福祉施設基盤整備に向けた取組を各種プラン等に基づき推進しています。

リハビリテーション福祉・医療センター再編整備に向けた取組も、基本計画に基づき着実に進めていく必要がありますが、基本計画策定後の社会情勢の変化を踏まえ、本市における福祉需要に迅速かつ的確に対応する必要性が生じています。

(2) 要保護児童施設整備に向けた基本方針

ア 要保護児童を取り巻く背景

- ① 社会環境が変容していく中で、子ども・家庭を取り巻く環境も複雑・多様化しており、核家族化の進行と児童虐待の急増、それに伴う保護・支援を必要とする子ども・家庭の増加が社会問題として顕在化しています。
- ② 被虐待児が増加し、親子を分離しなければならない子どもが増加している一方で、既存の要保護児童施設が満床で分離できないケースが発生している状況にあります。
- ③ 既存の児童養護施設では対応が困難な、医療・心理の専門的ケアを必要とする子どもが増加しています。



イ 要保護児童施設整備に向けた基本方針の策定（平成21年10月）

- ① 平成22～26年度の5か年を整備方針期間とします。
- ② 全体で3ヶ所・100名分の児童養護施設を緊急的に整備します。
- ③ 医療・心理の専門的ケアに配慮した施設の設置を推進します。
- ④ 施設整備ができる広さの土地を確保するために、市有地を有効活用し、必要な行政需要に機敏に対応します。

(3) 専門的ケアに配慮した児童養護施設の整備

- ◆児童養護施設等における被虐待児の入所の割合が増加しており、虐待を受けたことによる情緒的・身体的な課題を抱えた子どもへの支援が重要な課題となっています。
- ◆発達上の課題などを抱える子どもの増加により、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かい専門的なケアが求められています。



- ◆保護が必要な子ども一人ひとりの課題への対応を効果的に行うため、医療・心理の専門的ケア機能を付加した児童養護施設を関係機関との連携を含めて、整備に向けた検討を行う必要があります。
- ◆新たな課題を抱えた子どもや家庭への支援を市が積極的に進めていく必要があります。
- ◆具体的な整備地として、児童精神科医、小児神経科医、作業療法士などの専門職による発達障害支援が行われる（仮称）中央療育センターとの連携を含めた検討の必要があります。

(4) 障害福祉分野における福祉需要への的確な対応

- ア 障害者とその家族の地域での生活を支えるため、短期入所施設の地域バランスを考慮した早期の整備が求められています。
- イ 障害者の高齢化や重度化により、地域での生活が困難になった際に入所施設を利用できる環境整備が求められています。

4. 基本計画見直しの基本的な考え方

基本計画の見直しにあたっては福祉需要に的確に対応する観点から、次の2点を基本的な考え方とします。

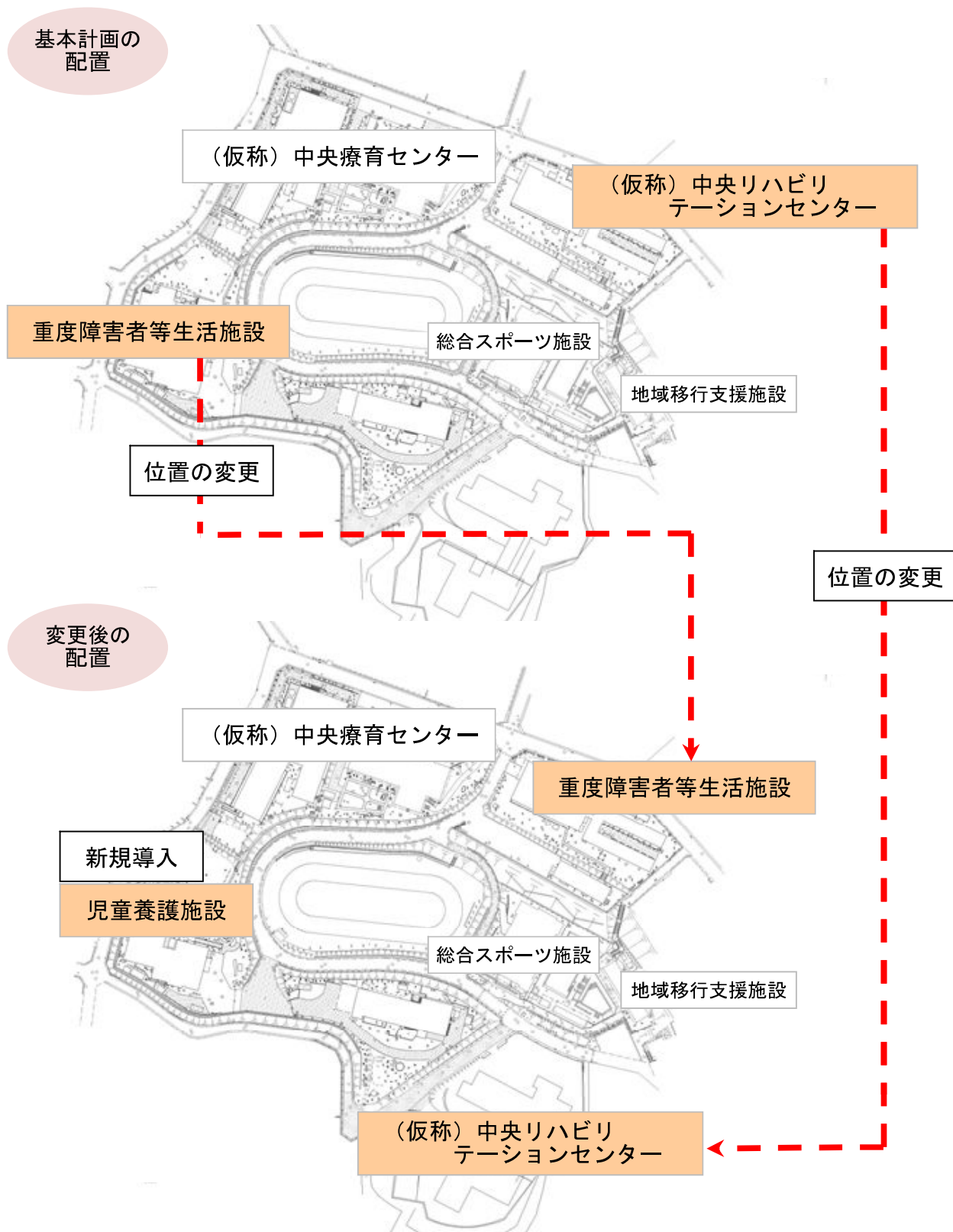
(1) 児童養護施設を現在の中部地域療育センターエリアに整備します。

医療・心理の専門的ケア機能を付加した児童養護施設は本市において未整備であり、早急な対応が求められていることから、既存の基本計画を見直し、児童養護施設を現在の中部地域療育センターエリアに整備します。

(2) 福祉需要に迅速かつ的確に対応するため、再編整備計画全体の施設配置計画を変更します。

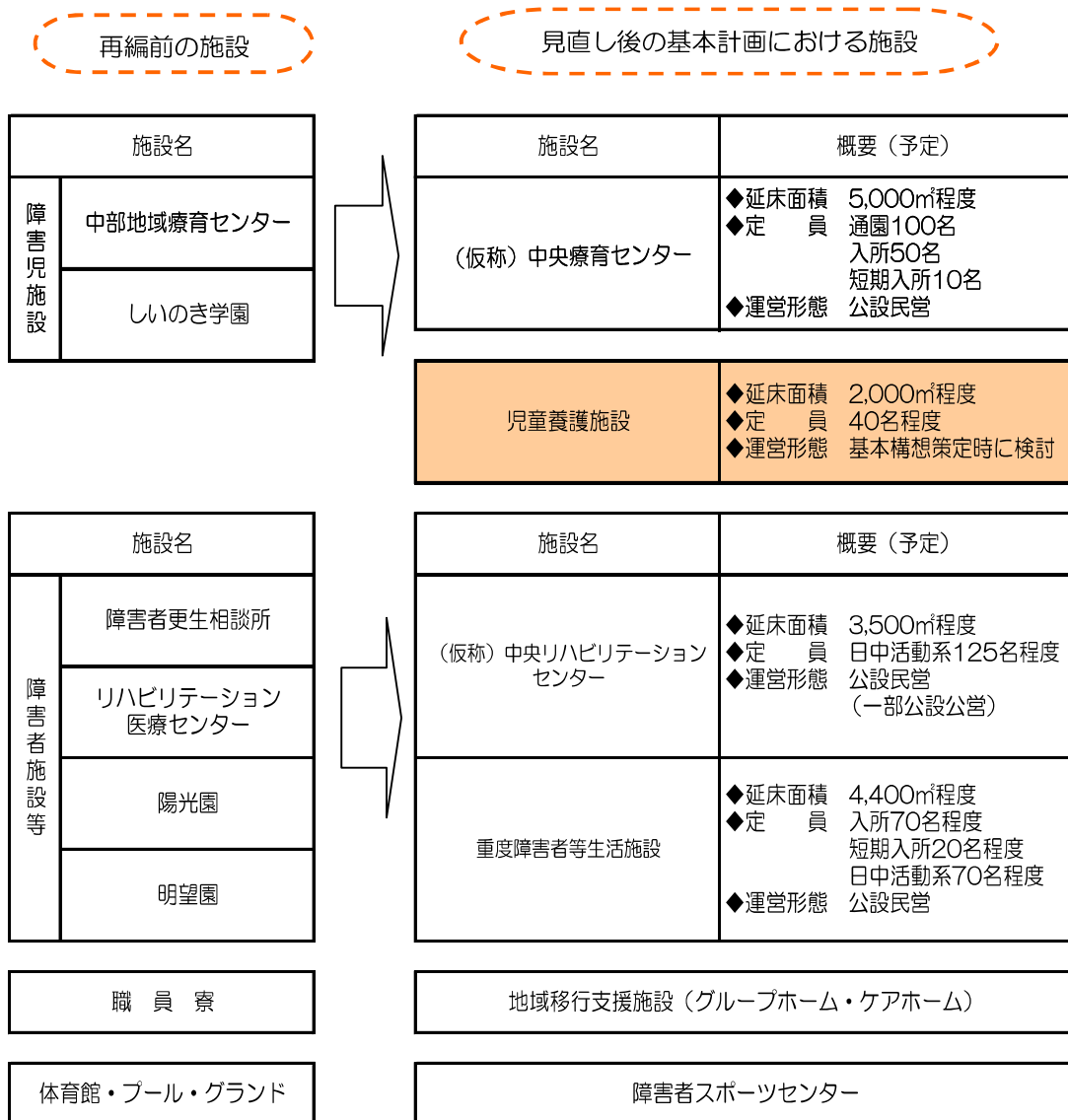
障害者施設整備に係る福祉需要として短期入所機能の早期整備が求められていることや、現行施設利用者への影響等を考慮したうえで再編整備を進める必要があることから、再編整備計画全体の施設配置計画を見直し、重度障害者等生活施設を陽光園跡地に、(仮称)中央リハビリテーションセンターを障害者支援施設めいぼう跡地に整備します。

5. 施設配置計画の変更



6. 施設構成

現行の整備計画に加え、新たに定員40名程度の児童養護施設を整備します。



7. 今後の整備スケジュール

(平成22年度)

- ◆ (仮称) 中央療育センター通所部門建設
- ◆ 児童養護施設整備基本構想策定

(平成23年度～平成27年度)

- ◆ (仮称) 中央療育センター通所部門開設
- ◆ (仮称) 中央療育センター入所部門建設
- ◆ 重度障害者等生活施設建設
- ◆ 児童養護施設建設
- ◆ (仮称) 中央リハビリテーションセンター建設
- ◆ 障害者スポーツセンター整備検討

川崎市リハビリテーション福祉・医療センター
再編整備基本計画書【追補版】
2010(平成22年)3月

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話:044-200-2456
FAX:044-200-3932
Email: 35syokei@city.kawasaki.jp